

いなぎの女性情報誌

それいゆ



VOL.11

2000

【特集】

男女共同参画社会基本法

施設紹介「女性と仕事の未来館」

女と男のフォーラムいなぎ2000 報告

男女共同参画社会云基本法

なぜ必要なの？
基本法って何？

平成11年6月、 男女共同参画社会基本法が 施行されました。

憲法には個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けて、これまでいろいろな取り組みがされてきました。

でも、大事な意思決定の場に女性が加われなかったり、男女間の不平等を感じたりすることもまだまだ多いようです。

また、少子高齢化など私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、男女が、「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な役割分担にとらわれずに、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。

男女共同参画社会基本法は、こうした新しい社会をつかっていくための5本の柱（基本理念）を打ち立てました。そして、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たさなくてはならない役割（責務、基本的施策）を定めています。

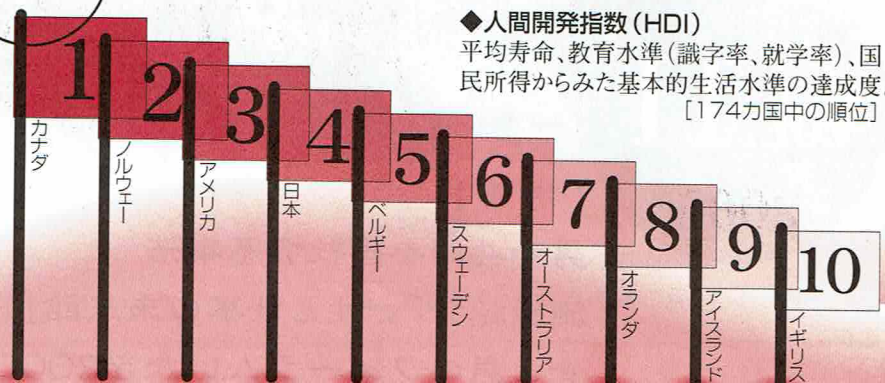
基本法とは？

国政における重要分野について、制度、政策に関する基本方針を明示したものです。法形式としては一般の法律であって、もとより他の法律の上位法ではありませんが、その対象とする政策分野の施策を方向づけるものであって、実質的には、その対象分野について他の法律に優越する性格をもっているものと考えられています。

女性の政策方針決定過程への参画

世界で 人間開発に関する指標の国際比較 資料:国連開発計画「人間開発報告書」(1999年)

◆人間開発指数(HDI)
平均寿命、教育水準(識字率、就学率)、国民所得からみた基本的生活水準の達成度。
[174カ国中の順位]



基本理念

国、地方公共団体そして国民が
男女共同参画社会をつくっていくための5本の柱

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男」、「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は共に家族の構成員。お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動をしたりできるようにしていきましょう。

5. 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

取組み

国は？

基本理念に基づき、施策を総合的に策定し、実施します。

例えば、我が国全体として男女共同参画社会づくりに取り組んでいくための骨組みとなる「基本計画」をつくり、それを基に積極的改善措置を含む様々な施策に取り組んでいきます。

地方公共団体は？

国と同じように、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性を生かした施策を展開していきます。

国民は？

会社、学校、地域社会、家庭などいろいろなところで、男女共同参画社会づくりに向けて努力していきましょう。

キーワード1 男女共同参画社会

この法律では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

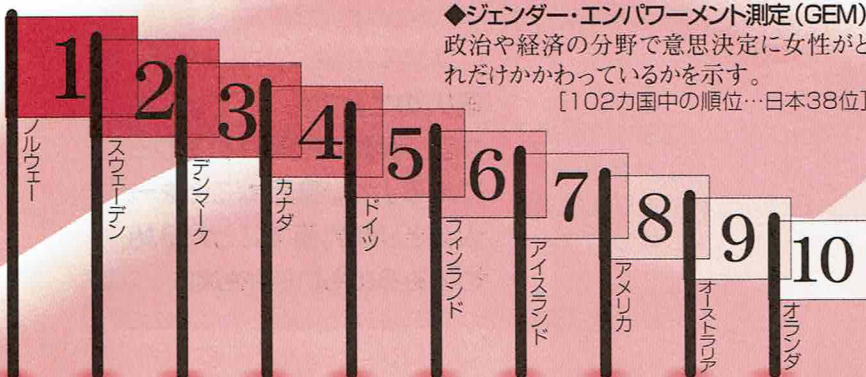
キーワード2 積極的改善措置

英語で言えばポジティブ・アクション。男女間の参画の機会の格差を改善するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を与えることをいいます。

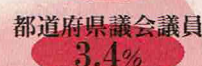
審議会の女性委員の登用を計画的に進めていくことなどが、これに当たります。

日本で 議席に占める女性の役割

◆ジェンダー・エンパワーメント測定(GEM)
政治や経済の分野で意思決定に女性がどれだけかかわっているかを示す。
[102カ国中の順位…日本38位]



資料:平成10年3月
衆議院・参議院各事務局調べ



資料:総理府調べ
基準日:平成10年3月31日

資料:東京都生活文化局調べ
基準日:平成11年5月1日

男女共同参画社会基本法

をどう生かす？

「男女共同参画社会基本法」ができて、世の中がすぐ変わるのかな？

待っているだけじゃ、すぐには変わらないわ。この基本法を変えるきっかけ、変わる原動力にしてくれないんじゃないかな。

私たち一人ひとりが、性別による差別的な取扱いをしないように心がけたり、家庭でも男女が互いに協力し合うってことかな。



4

女性と年金

現在の年金制度では、サラリーマンの無収入の配偶者は第3号被保険者で、保険料の負担はなく、老後に老齢基礎年金を受け取ることができる。こうした第3号被保険者が保険料を負担していないのは不公平であるとの批判がある。

パートなどで収入がある場合の労働時間が正社員の4分の3未満で、年収が130万円未満なら保険料が免除される。

また、年収が103万円の非課税限度額内であれば、夫の被扶養者として扱われる。パートで働く主婦はその限度額を超えないように働き方を調節する場合も多く、結果的に性別役割分業体制を維持することになっている。

また、離婚した場合は3号から1号被保険者(自営業やその妻たち)になり、保険料を支払うことになる。老後の年金も厚生年金は夫のものになり、妻は自分の国民年金だけである。(「イミダス2000」より抜粋)

そうね。でも、社会制度や慣行の中に刷り込まれている性別役割分担意識って、根強いわね。

そうそう。社会制度でいえば、女性と年金の問題とか、税制の103万円の壁とか。こういう問題に関心をもっていくことも大事だね。

個人のことで、たてまえと本音(実際の行動)のズレってあるよね。身近なことを一人ひとりが見直すことから始めてみるのもいいかもね。

チェック1

家族・家庭生活で

男は仕事、女は家庭という考え方はもう古くない

はい いいえ

家事や食事の後片付けをいつも女性(妻)がしている

はい いいえ

結婚した男性(息子)が家事や介護をしているのを見るとかわいそうになる

はい いいえ

チェック2

職場で

女性と一緒に仕事をするなら、能力の有無より気配りのきく女性のほうがいい

はい いいえ

子どもが急病になったことを理由に休暇をとる男性をどう思いますか？

- A 奥さんは何をしているのかしら
- B 偉い

女性は家庭のことをキチンとしてから仕事に出るべきだと思う

はい いいえ

育児休業を交代で取って育児をしている夫婦をどう思いますか？

- A 理想的だ
- B 育児休業は女性が取るべきだと思う

チェック3

地域で

きょうはお祭りです。いろいろ取り仕切っているのは男性で、女性は食べ物、飲み物の準備や接待係をしています。

- A 祭りだから、それが自然だ
- B 女性が表舞台に出てもよいのではないかと思う

近所のお宅の夫がスーパーで買い物をしたり、洗濯物を干したりしているのを見かけました。

- A あの家の妻はどういうつもりなのだろうと思う
- B なかなかいい感じだと思う

ゴミ出しについての注意が載った回覧板が回ってきました。

- A 女性の領分だから、女性が目を通す
- B 女性も男性も知っておくべきだから、女性も男性も読む

そこで

ジェンダーチェック

生物学的な性差ではなく、社会や文化がつくりあげた「女らしさ」「男らしさ」をジェンダーといいます。ジェンダーにとらわれて、男女が固定的な役割分担をしたり、不利な扱いを受けて持てる力を十分に発揮できないのでは、平等な社会とは言えません。

家庭や職場や地域社会など、毎日の生活や人間関係の中に何気なく組み込まれているジェンダーに気づき、見直していくために、少し立ち止まって考えてみませんか。

ただし、ジェンダーチェックは、家族のあり方を評定したり、個人の生き方を非難するためのものではありません。あくまでも、自分自身が気づくきっかけであり、また、周囲の人々とのコミュニケーションを深めるためのものであることをお忘れなく。

(このジェンダーチェックは(財)東京女性財団発行の「ジェンダーチェック ―男女平等への指針―」から転載させていただきました。)

働く女性、働きたい女性をレポート

女性と仕事の 未来館

利用案内

●利用時間●

火曜～土曜 9:30～21:30
日曜、祝日 9:30～17:30

●休館日●

月曜、年末・年始、月末

●TEL●

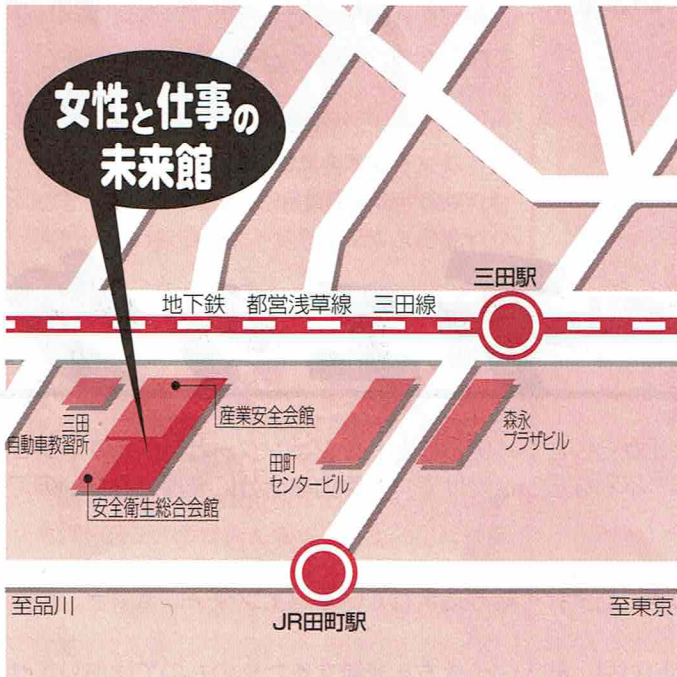
03-5444-4151(代表)

●FAX●

03-5444-4158

●URL●

<http://www.miraikan.go.jp>



交通機関

JR山手線、田町駅より徒歩3分
都営浅草線・三田線 三田駅A1出口より徒歩1分
〒108-0014 東京都港区芝5-35-3

労働省女性局は、今年1月に「女性と仕事の未来館」(東京都港区)をオープンしました。

この「女性と仕事の未来館」は、働くことを通してよりよい人生を築こうとする女性のために、そして女性の仕事を通して社会全体がより豊かになることを願って設立された施設です。

主な事業としては、働く女性・働きたい女性に役立つ情報の提供、能力開発、相談、女性労働専門図書館、展示のほか、ネットワーク作りのための交流事業を行っています。

稲城市から、この「女性と仕事の未来館」までは電車で約1時間。距離的には決して近くはありませんが、直接来館しなくてもホームページを通じて情報が入手できるほか、Eメールでも相談ができます。

キャリアアップしたい。再就職を考えている。起業を希望している。そんな女性をサポートするのが、この「女性と仕事の未来館」。まず、情報源の1つとして、利用してみてもいい。

能力発揮事業

キャリアアップセミナー

職業社会の最新動向を知る情報講座
キャリアアップを図るための中長期計画をたてるキャリアビジョン講座
具体的なノウハウを学ぶスキルアップ講座

起業支援

起業を希望する女性に対するセミナー・相談・交流などの多面的支援。

情報事業

ホームページを通じて働く女性・働きたい女性に役立つ最新情報を提供

未来館

…事業紹介メニュー

情報コーナー

…情報提供メニュー

職業・資格情報、起業の支援情報、仕事と家庭との両立支援情報など。

その他、法律や制度、判例検索、海外の情報等も提供。

URL : <http://www.miraikan.go.jp>



女と男のフォーラムいなぎ 2000 **報告**

3月5日（日）、稲城市城山文化センターにて「女と男のフォーラムいなぎ2000」を開催しました。

これまでの「いなぎ女性フォーラム」の趣旨を引き継ぎつつ、今回から「女と男のフォーラムいなぎ」に名称を改めました。女性も男性も性別にかかわらず、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざして、より多くの男性の参加を得ながら、共に考え、語り合う場。それが「女と男のフォーラムいなぎ」です。

基調講演は、ジャーナリストの福沢恵子さんを講師にお迎えし、「**転機を生かす・転機を創る**」をテーマにお話ししていただきました。

人生には転機がつきもの。こちらが望まなくてもやって来てしまうものもあれば、今の状況を変えたいと思って意識的に創るものもあります。転機の型はどうあろうとも、「**どうしても転機を真っ向から受け止めなければいけないのであれば、嫌々ながらやるのではなく、その転機を何かのかたちでプラスに生かすという発想がすごく重要ではないでしょうか。**」そんなお話から始まり、「**転機を生かすためには何をしたらよいか**」ということの考え方の1つとして、『**自分の持つ「資源」を把握して、客観的に自分自身を見つめること**』を示唆していただきました。

自分の持っているお金、時間、知識、人脈といったものは全部「**資源**」にとらえて、今、自分はその「**資源**」をどれくらい持っているのか。「**資源**」を増やすためには何をしたらよいか。必要の度合いをランクづけして、優先順位を決めて取り組んでみるという手法です。チェックシートを使いつつ、ご自身の体験を交えながらのお話しは、とても説得力のあるもので、「**転機を生かす・転機を創る**」ことのヒントになるものでした。

※この催しは、毎年度公募による市民実行委員会の企画・運営により実施しています。
男女平等を進めるために、身近な関心事や、日常の向き合っている問題などを話題として提供し合い、話し合い、企画をたてていきます。
人との出会いがあります。今までに関心のなかったこととの出会いもあります。
あなたも実行委員会のメンバーになってみませんか。実行委員募集は市広報いなぎでお知らせします。



新着 ビデオ 紹介

女性問題への関心と理解を深めるための学習用ビデオをグループや個人へ貸し出しをしています。
事業所・企業の研修用としてもご利用いただけます。
ご希望の方は、総務課女性青少年係まで。

ストップ! 職場のセクシュアルハラスメント

(監修:労働省 企画:(財)21世紀職業財団)

改正男女雇用機会均等法により、職場におけるセクシュアルハラスメント防止のための配慮義務が事業主に求められています。

●管理職編

特に職場の中でその中心的役割を担うのは管理職の方々です。このビデオでは、職場のセクシュアルハラスメントを防止し、女性も男性もいきいきと働ける職場にするために管理職としてどのような点に留意し、取り組んでいけば良いのかを考えます。(27分)

●従業員編

このビデオでは、セクシュアルハラスメントを防止し、女性も男性もいきいきと働ける職場にするために、同じ職場で働く仲間として、従業員一人ひとりが日頃からどのような点に気が付いたらよいのか、また、万一起きてしまった時にはどのように対応したらよいのかについて考えます。(25分)

ドメスティックバイオレンス

どうして私を殴るのですか

～妻や恋人へ暴力は犯罪です～

(制作:(財)女性のためのアジア平和国民基金)

夫やパートナーが、妻や恋人に対してふるう暴力〈ドメスティックバイオレンス〉は、プライベートなこととして問題にされないことが多くありました。しかし、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ男性が、弱い立場にある女性を様々な暴力で支配しようとする行為は、「夫婦げんか」などの個人的事情、個別的問題の範囲を越え、女性の人権を侵害する明らかな犯罪です。夫やパートナーの暴力を犯罪と認識し、その危険から身を守り、どのように問題解決を図ればよいのか、暴力についての基本知識と早期の対策をまとめたものです。(25分)

本で 読む

稲城市立図書館で
貸出しています。

女を殴る男たち

DV ドメスティックバイオレンスは
犯罪である

梶山寿子/著 文芸春秋

それいゆ

VOL.11

平成12年3月31日 発行

編集発行/稲城市総務部総務課女性青少年係

稲城市東長沼2111 TEL 042-378-2111

誌名の“それいゆ”は、雑誌「青鞥」の創刊の辞として有名な『元始、女性は太陽であった』の太陽の意味です。

やさしい響きのフランス語をひらがなに置き換え命名された愛称です。*市民からの公募